

感 薬 第 1112 号 の 4
令 和 6 年 1 月 19 日

新 潟 大 学 長	様
日本歯科大学新潟生命歯学部	様
新 潟 薬 科 大 学 長	様
長 岡 技 術 科 学 大 学 長	様
長 岡 工 業 高 等 専 門 学 校 長	様
新 潟 工 科 大 学 長	様
上 越 教 育 大 学 長	様
新 潟 県 立 看 護 大 学 長	様
新 潟 医 療 福 祉 大 学 長	様
新 潟 医 療 技 術 専 門 学 校 長	様

新潟県福祉保健部長
(公 印 省 略)

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例第 16 条第 1 項に
規定する知事指定薬物の新規指定について（通知）

日頃、県の薬事行政の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。
本日、新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成 26 年新潟県条例第 88 号）
第 16 条第 1 項に規定する知事指定薬物として、新たに 3 物質を指定し、別紙の
とおり告示しましたので、御了知の上、学部（学科）関係者に周知願います。

担当：感染症対策・薬務課 薬事指導係 中島 TEL：025-280-5188 FAX：025-280-5641







発行 新潟県

第5号

令和6年1月19日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 43 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設変更許可申請書の縦覧(資源循環推進課)
- 44 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設変更許可申請書の縦覧(資源循環推進課)
- 45 被災者生活再建支援法の対象となる自然災害(防災企画課)
- 46 知事指定薬物の指定(感染症対策・薬務課)
- 47 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更(食品・流通課)
- 48 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更(食品・流通課)
- 49 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更(食品・流通課)
- 50 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更(食品・流通課)
- 51 県営土地改良事業の工事完了(農地建設課)
- 52 県営土地改良事業の工事完了(農地建設課)
- 53 県営土地改良事業の工事完了(農地建設課)
- 54 県営土地改良事業の工事完了(農地建設課)
- 55 県営土地改良事業の工事完了(農地建設課)
- 56 道路の区域変更(道路管理課)
- 57 道路の供用開始(道路管理課)
- 58 道路の区域変更(道路管理課)
- 59 道路の供用開始(道路管理課)
- 60 道路の区域変更(道路管理課)

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見(地域産業振興課)
一般競争入札の中止(出納局会計検査課)

病院局公告

特定調達契約の落札者等(病院局経営企画課)

正 誤

令和5年4月1日付け県報号外1選挙管理委員会告示第47号中(選挙管理委員会)

告 示

◎新潟県告示第43号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第9条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の変更の許可及び同法第15条の2の6第1項の規定による産業廃棄物処理施設の変更の許可について申請があったので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年1月19日

新潟県上越地域振興局長

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
新潟県糸魚川市上刈七丁目1番1号
明星セメント株式会社
代表取締役 高木 功

令和5年12月6日

7 縦覧場所

新潟県上越地域振興局健康福祉環境部

8 縦覧期間

告示の日から1月間

9 その他

この一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の変更に關し、利害關係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができる。

意見書の提出先 郵便番号943-0807

上越市春日山町3丁目8番34号

新潟県上越地域振興局健康福祉環境部

環境センター環境課

◎新潟県告示第45号

令和6年1月1日、新潟市の区域内において発生した「令和6年能登半島地震による災害」を被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）の対象となる自然災害とする。

令和6年1月19日

新潟県知事 花 角 英 世

◎新潟県告示第46号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

令和6年1月19日

新潟県知事 花 角 英 世

1 知事指定薬物の名称

(1) 2-（エチルアミノ）-2-（3-ヒドロキシフェニル）シクロヘキサノ-1-オン（通称名：HXE、Hydroxetamine）及びその塩類

(2) N-エチル-4-ヒドロキシ-N-プロピルトリプタミン（通称名：4-HO-EPT）及びその塩類

(3) エチル=3, 3-ジメチル-2-（1-ペンチル-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド）ブタノアート（通称名：EDMB-PINACA）及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

令和6年1月20日

◎新潟県告示第47号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

令和6年1月19日

新潟県知事 花 角 英 世